

民、居住者等に対し、避難のため
の立ち退きを指示すること
あり、勧告より拘束力が強く
なります。

また、従来の避難行動とし
まは、避難勧告等の発令に伴
い、小中学校の体育館や公民館
等の公的な施設への避難が一
般的でしたが、災害対策基本法
の改正により、避難勧告等の対象
とする避難行動として、屋外で移
動することが危険な場合は、2
階などの安全な所に、移動する
ことも避難行動といたしました。

次に避難場所についてですが、
防災計画では、一時避難場所、
指定避難場所、避難所が明記し
てあります。避難場所とは、切
迫した災害の危険から命を守る
ために避難する場所であり、避
難所とは災害により住宅を失っ
た場合等において、一定期間避
難生活をする場所をいいます。

土砂災害ハザードマップは、
大雨等により土砂災害の発生
の危険が高まった場合あるいは災
害が発生した場合に、町民の皆
さんが迅速に安全な場所に避難
していただき、被害を最小限と
するために作成したものです。

黄色で示されている土砂災害
警戒区域は、土砂災害により住
民等の生命、身体に危害が生ず
るおそれがあり、警戒避難体制
を特に整備する必要がある区域
でございます。赤色で示される
土砂災害特別警戒区域は、土砂

災害により建築物に損壊が生じ、
住民等の生命、身体に著しい危
害が生ずるおそれがあり、一定
の開發行為の制限及び建築物の
構造の規制をすべき区域であり
ます。自分たちが住んでいる場
所が土砂災害警戒区域等の危険
箇所であれば、雨が降り始めた
ら、常に土砂災害情報や斜面の
状況に注意していただき、危険
だと思われる場合は、迷わず早
めの避難を心がけていただきた
いと思います。また、土砂災害
警戒情報が発表された場合には、
直ちに避難場所へ避難していた
だきたいと思えます。

大雨、地震等の町の情報収集
体制は、現在、町の気象情報観
測システムによる「雨量情報」、
(株)ウェザーニューズによる「水
防対策支援サービス(5月〜10
月)」、ぎふ土砂災害警戒ポ
ータルによる「土砂災害警戒情報」、
国土交通省の「XバンドMPレ
ーダー雨量情報」の情報をもと
に、避難準備情報、避難勧告、
避難指示等を決定し、防災無線
やチャットメールにより伝達し
ております。また、全国瞬時警
報システム(Jアラート)は、
通信衛星と町の防災行政無線を
利用して、対処に時間的余裕の
ない大規模な自然災害や弾道ミ
サイル攻撃等についての情報を、
「国から住民まで直接瞬時に」
伝達するシステムでございます。
これは、地震の場合、震度

4を想定して設定しております。
また、原子力対策については、
県境から100km範囲内には8つの
原子力事業所が立地していま
す。当町は30km以上離れており、
原子力災害対策強化地域にも指
定されておりません。しかし、
放射性物質の拡散は、気象条件
や地形の影響を受けることから、
近隣の原子力事業所で災害が発
生した場合に、その影響が八百
津町に及ぶ可能性は否定できま
せん。そのため、県や関係機関
と連携して、必要な対策を実施
しなければならぬと考えてお
ります。

問

八百津町の防災計画につ
いては、ホームページで公
表しているとの答弁だが、ホ
ムページを見ておられない人
に対しては、どのように対応さ
れるのか。

5月23日の全員協議会で、総
務課長は「暮らしの便利帳」を
4800部作り、全世帯に配布
すると説明している。そのとき
に行政情報とか、福祉総合情報
等を住民に伝えると聞いている
が、防災計画もこのように全員
に周知することが必要だと考え
る。

また、「2階等への避難行動」
と言われたが、どこで決められ
たのか。

避難勧告と避難指示の違いで、
避難勧告は「避難を促し勧める」
と言われたが、わかりやすく説

明されたい。

土砂災害の関係で、「迷わず
避難してください」と言われた
が、避難所を開設していなくて
も避難できるのか。

放射性物質の運搬等について、
例えば国道21号、41号を通過す
る場合は、町に連絡はあるのか
どうかお尋ねする。

答

(渡辺防災安全室長)
防災計画のホームページ
以外の周知方法は、まとめたも
のを配布できるよう検討してい
きたいと考えています。

2階等への避難については、
避難勧告ガイドラインがあり、
その中にも紹介されております
し、災害対策基本法の中でも、
危険な場合は2階等に退避する
のも避難行動の一つとされてい
ます。

土砂災害警戒区域にお住まい
の方は、自分で危険と判断され
たときは、「迷わず先に避難し
てください」と説明しました。
避難される場合は、近所でも親
戚でも良いです。もし、避難し
たいと役場へ連絡されれば、避
難所等の開設も検討していきま
す。

放射性物質に運搬については、
把握しておりませんので、調べ
てお知らせします。

公的保険について

問 愛知県大府市で2007
年、認知症(要介護4)の
男性(91歳)が徘徊中に、列車
にはねられ死亡し、JR東海は
男性の遺族に、振替輸送代等約
720万円を損害賠償を請求した。
今年4月24日名古屋高裁は、男
性の妻(91歳)と長男(63歳)
に全額支払いを命じた一審判決
を変更し、妻に対してのみ約360
万円を賠償を命じた。しかし、
妻だけでも家族に賠償責任を負
わせる事は、一審と内容は変わ
らない。高齢者が高齢者を介護
する「老老介護」も年々増え、
高齢ながらに介護に汗を流して
いる人が大勢いる。しかし、家
族に重い責任を負わせれば、そ
れだけ在宅介護を躊躇すること
になり、介護現場は崩壊する事
になる。損害賠償を家族に求め
るのではなく、公的に支払う仕
組みとか、公的保険の加入によ
って救済制度を検討すべきでは
ないだろうか。

答

(村瀬参事)

名古屋高裁での控訴審判
決は、議員からご説明のあった
とおりでございます。この二
審判決に不服があるとし、JR
東海側も被告側も、ともに最高
裁に上告している状況です。

認知症は介護状態が複雑で、
被告側にどこまで責任を求めら
れるかが大きな関心事となって